

01


 許可番号第 6620001169 号
産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新築20番地1
 氏名 **早来工営株式会社**
 代表取締役 小松 聡明


優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
 大阪市長 **横山 英幸**

許可の年月日 令和3年3月31日
 許可の有効年月日 令和10年2月23日

1. 事業の範囲
 事業の区分：中間処理
 処分の方法：焼却
 産業廃棄物の種類：

1. 燃え殻	5. 塵アルカリ	9. 動植物性残さ	13. 酸さび
2. 汚泥	6. 灰くず	10. コムくず	14. ばいじん
3. 廃油	7. 木くず	11. 金属くず	
4. 廃酸	8. 繊維くず	12. ガラスくず	


石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
以上 14 種類

2. 事業の用に供するすべての施設
 (1) 施設の種類：焼却施設
 (2) 設置場所：大阪府田尻区津守3丁目8番6号
 (3) 設置年月日：平成6年11月21日
 (4) 処理能力：60t/日(水冷却) 67.2t/日(熱水炉)
 (5) 許可年月日：平成4年7月2日(第106号・107号) 平成9年12月1日(第283号)
 (6) 許可番号：第106号 第107号 第283号


3. 許可の条件
 事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は設備を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成13年6月1日 当初許可
 令和3年3月31日 許可更新
 令和6年4月25日 変更届出(住所の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無


 許可番号第 6670001169 号
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新築20番地1
 氏名 **早来工営株式会社**
 代表取締役 小松 聡明


優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。
 大阪市長 **横山 英幸**

許可の年月日 令和3年3月31日
 許可の有効年月日 令和10年2月23日

1. 事業の範囲
 事業の区分：中間処理
 処分の方法：焼却
 特別管理産業廃棄物の種類：

1. 汚泥	(有機塩素系炭化剤、ベンゼン、有機リン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る)
2. 廃油	(副産物の並びに特定有害産業廃棄物にあっては有機塩素系炭化剤、ベンゼン、又は1,4-ジオキサンに限る)
3. 廃酸	(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに有機塩素系炭化剤、ベンゼン、有機リン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る)
4. 塵アルカリ	(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに有機塩素系炭化剤、ベンゼン、有機リン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る)

以上 4 種類

2. 事業の用に供するすべての施設
 (1) 施設の種類：焼却施設
 (2) 設置場所：大阪府田尻区津守3丁目8番6号
 (3) 設置年月日：平成6年11月21日
 (4) 処理能力：60t/日(水冷却) 67.2t/日(熱水炉)
 (5) 許可年月日：平成4年7月2日(第106号・107号) 平成9年12月1日(第283号)
 (6) 許可番号：第106号(汚泥) 第107号(廃油) 第283号(廃酸・塵アルカリ)


3. 許可の条件
 事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は設備を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成13年6月1日 当初許可
 令和3年3月31日 許可更新
 令和6年4月25日 変更届出(住所の変更)

5. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第00110001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証



優良

住 所 北海道勇払郡安平町早来新第20番地1
氏 名 早来工業株式会社 代表取締役 小松 徳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 憲一 許可証補認用

許可の年月日 令和 4年(2022年) 2月22日
許可の有効年月日 令和 11年(2025年) 2月21日

1. 事業の範囲
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物糞性残渣、ゴミくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び煉瓦くず、灰土、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために焼却したもの。
以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
また、水銀使用器具産業廃棄物であるものを含む。燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。
積替保管あり。以下余白。

2. 積替又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替のための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の変更又は変更の抹消
平成 7年(1995年) 7月31日 変更許可(動物のふん尿、動物の死体の追加、積替保管の追加。)
平成 10年(1998年) 2月22日 許可の変更
平成 10年(1998年) 4月 7日 許可の変更【小樽市】
平成 15年(2003年) 2月22日 許可の変更
平成 15年(2003年) 4月 7日 許可の変更【小樽市】
平成 18年(2006年) 4月 1日 小樽市許可を小樽市より移管
平成 20年(2008年) 2月22日 許可の変更
平成 27年(2015年) 2月12日 許可の変更
令和 4年(2022年) 2月22日 許可の変更

5. 積替え許可の有無 有 ●
※ 当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ●

令和4年(2024年)6月21日 許可証書換交付(住所の変更) (届出組合長印)

(産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 00110001169号
許可業者の名称 早来工業株式会社

施設の種類 保管場所1 設 置 場 所 勇払郡安平町早来新第20番地1 面積 226.0㎡ 種類 燃え殻、汚泥、廃アルカリ、汚泥、燃え殻、ばいじん、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 また、水銀使用器具産業廃棄物であるものを含む。	施設の種類 保管場所6 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番9 面積 6.0㎡ 種類 木くず、 保管上限 18.0㎡
施設の種類 保管場所2 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番6 面積 4.0㎡ 種類 燃え殻、 水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	施設の種類 保管場所7 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番9 面積 4.0㎡ 種類 木くず、 保管上限 18.0㎡
施設の種類 保管場所3 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番6 面積 4.0㎡ 種類 汚泥、 水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	施設の種類 保管場所8 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番9 面積 4.0㎡ 種類 ゴムくず、 水銀使用器具産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡
施設の種類 保管場所4 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番6 面積 4.0㎡ 種類 燃え殻、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 また、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	施設の種類 保管場所9 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番9 面積 4.0㎡ 種類 木くず、 水銀使用器具産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡
施設の種類 保管場所5 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番6 面積 4.0㎡ 種類 燃え殻、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 また、水銀使用器具産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	施設の種類 保管場所10 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番9 面積 4.0㎡ 種類 ガラスくず、繊維くず及びコンクリートくず 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 また、水銀使用器具産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡

令和6年(2024年)6月21日 許可証書換交付(住所の変更) (届出組合長印)

(産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 00110001169号
許可業者の名称 早来工業株式会社

施設の種類 保管場所11 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番9 面積 4.0㎡ 種類 燃え殻、 水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	施設の種類 保管場所14 設 置 場 所 苫小牧市早来町19番13 面積 240.0㎡ 種類 燃え殻、汚泥、燃え殻、ばいじん、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 また、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 1,440.0㎡
施設の種類 保管場所12 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番6 面積 4.0㎡ 種類 燃え殻、 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	以下余白。
施設の種類 保管場所13 設 置 場 所 石狩市新港中央3丁目780番6 面積 4.0㎡ 種類 ばいじん、 水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物であるものを含む。 保管上限 18.0㎡	

令和6年(2024年)6月21日 許可証書換交付(住所の変更) (届出組合長印)

複写無効

(1/2)

許可番号 00160001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新築20番地1
氏名 早来工業株式会社 代表取締役 小松 聡明



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証明する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 平成29年(2017年)7月24日
許可の有効年月日 令和6年(2024年)7月24日

- 事業の範囲
廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(別紙のとおり)。積留保管あり。以下空白。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上げ及び積み上げることができる高さ
施設の種類 陸揚場
敷地面積 約150㎡
面積 約150㎡
積留保管 50㎡
- 許可の条件

- 許可の更新又は変更の状況
平成12年(2000年) 7月25日 許可の更新
平成17年(2005年) 7月23日 許可の更新
平成22年(2010年) 7月28日 許可の更新
平成26年(2014年) 11月13日 変更許可(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の追加。)
平成28年(2016年) 4月1日 変更許可(廃水銀等の追加。)
平成28年(2016年) 7月27日 変更許可(廃油(1,4-ジチレンを含むもの)、廃酸(1,4-ジチレンを含むもの)、廃アルカリ(1,4-ジチレンを含むもの)の追加。)
平成29年(2017年) 7月24日 許可の更新
- 積替え許可の有効 特・●
※特記は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。
- 別紙第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 特・●

令和6年(2024年)6月21日 許可証書換交付(住所の変更) (総務総合振興局)

10-2

複写無効

(2/2)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙

許可番号: 00160001169号
許可業種名: 早来工業株式会社

収集運搬する特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

産業廃棄物の種類	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル汚染物	水銀等	鉛	亜鉛	ばいじん	炭素	汚泥	廃アルカリ	揮発油類	軽油類	灯油類	その他
含有等する有害物質の種類													
塩素													
アルキル水銀化合物													
水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)													
カドミウム又はその化合物													
銅又はその化合物													
有機鉛化合物													
六価クロム化合物													
炭素又はその化合物													
セアン化合物													
ポリ塩化ビフェニル													
トリクロロエチレン													
テトラクロロエチレン													
ジクロロメタン													
四塩化炭素													
1,2-ジクロロエタン													
1,1-ジクロロエチレン													
シクロ-3,3-ジクロロエチレン													
1,1,1-トリクロロエタン													
1,1,2-トリクロロエタン													
1,3-ジクロロプロペン													
チオキサン													
シマジン													
チオベンカルブ													
ベンゼン													
マレン又はその化合物													
1,4-ジオキサン													
2,4-ジキシン													

令和6年(2024年)6月21日 許可証書換交付(住所の変更) (総務総合振興局)

許可番号 00300001169

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新築20番地1

氏名 早来工業株式会社 代表取締役 小松 聡明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 遠 増 拓 也

許可証発給済
変更及び他の事項は別紙に記載です

許可の年月日 令和 2年 4月 3日

許可の有効年月日 令和 9年 4月 2日

1. 事業の範囲
(1) 産業廃棄物の種類
取扱う産業廃棄物(石を含む産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀を含むばいじん等を含む。また、自動車等殺菌剤及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
・ 融雪剤
・ 汚泥
・ 廃油
・ 廃酸
・ 廃アルカリ
・ 廃プラスチック類
・ 金属くず
・ 石膏くず、コンクリートくず(工作物の断片、破断又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
以下余白
(2) 包装え・保管を含むもの
無
以下余白

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況
平成15年 4月 3日 当初許可
平成15年 7月 16日 変更届出書受理(本店所在地を神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号から変更したこと。)
平成20年 4月 3日 更新許可
平成25年 4月 3日 更新許可(優良認定)
令和 2年 4月 3日 更新許可(優良認定)
令和 6年 6月 12日 変更届出書受理(本店所在地を神奈川県川崎市川崎区関町6番1号から変更したこと。)
以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無
以下余白

(以下、裏面記載)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

許可番号 00350001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新築20番地1

氏名 早来工業株式会社 代表取締役 小松 聡明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 遠 増 拓 也

許可証発給済
変更及び他の事項は別紙に記載です

許可の年月日 令和 2年 4月 3日

許可の有効年月日 令和 9年 4月 2日

1. 事業の範囲
(1) 産業廃棄物の種類
取扱う特別管理産業廃棄物
・ 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
・ 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
・ 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
・ 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、ペンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
・ 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
・ 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
・ 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
以下余白
(2) 包装え・保管を含むもの
無
以下余白

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況
平成15年 4月 3日 当初許可
平成15年 7月 16日 変更届出書受理(本店所在地を神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号から変更したこと。)
平成20年 4月 3日 更新許可
平成25年 4月 3日 更新許可(優良認定)
以下余白

(以下、裏面記載)

令和 2年 4月 3日 更新許可(優良認定)
令和 6年 6月 12日 変更届出書受理(本店所在地を神奈川県川崎市川崎区関町6番1号から変更したこと。)
以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白


50

許可番号 第00501001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払前安平町早来新栄20番地


氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 稔明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久

許可の年月日 令和5年5月15日
許可の有効年月日 令和12年5月14日



複写及び他の利用目的は禁じます

1. 事業の範囲

(1) 業の区分
収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 (石油含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む) 組合はその旨を記載する。

ア 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)、イ 汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む)、ウ 廃油、エ 廃酸 (水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む)、オ 廃アルカリ (水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む)、カ 廃プラスチック類 (石油含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む)、キ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む、ク ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石油含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ケ 紙くず (水銀含有ばいじん等を含む) 以上5品目 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 5月15日	新規許可
平成13年 5月17日	更新許可
平成23年 6月1日	更新許可
平成23年 5月15日	更新許可 (優良認定)
令和5年 5月15日	更新許可 (優良認定)
令和6年 6月13日	書換交付

5. 積替え許可の有無 希・無
市名 許可番号


6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 希・無
以下余白

許可番号 第00661001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払前安平町早来新栄20番地1


氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 稔明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久

許可の年月日 令和5年5月15日
許可の有効年月日 令和12年5月14日



複写及び他の利用目的は禁じます

1. 事業の範囲

(1) 業の区分
収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油 (揮発指数、可燃性及び燃焼温度に限る。)

イ 廃酸 (水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。)

ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。)

エ 腐蝕性産業廃棄物、オ 特定有害産業廃棄物 (廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、廃石棉等、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及びばいじんに限る。含まれる有害物質については別記1のとおりとする。)

以上5品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 5月15日	新規許可
平成13年 5月17日	更新許可
平成23年 6月1日	更新許可
平成23年 5月15日	更新許可 (優良認定)
令和5年 5月15日	更新許可 (優良認定)
令和6年 6月13日	書換交付

5. 積替え許可の有無 希・無
市名 許可番号

6. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 希・無
以下余白

別記1

- オ 特定有害産業廃棄物
 廃PCB等
 PCB汚染物
 廃水銀等
 廃石棉等
 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。


(○印: 積替・保管を除く ●印: 積替・保管を含む ☆印: 対象外)

有害物質	燃え殻	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	○	-	-	○	○	○	○	-
ポリ臭素又はその化合物	○	-	-	○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	-	-	○	○	○	○	-
有機燐化合物	-	-	-	○	○	○	○	-
六価クロム化合物	○	-	-	○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	-	-	○	○	○	○	-
シアン化合物	-	-	-	○	○	○	○	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	-
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	○	○	-
炭化水素	-	-	-	○	○	○	○	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○	-
1, 1, 3-トリクロロプロペン	-	-	-	○	○	○	○	-
チウラム	-	-	-	○	○	○	○	-
シマジン	-	-	-	○	○	○	○	-
ジベンチカルブ	-	-	-	○	○	○	○	-
ベンゼン	-	-	-	○	○	○	○	-
セレン又はその化合物	○	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	-	-	-	○	○	○	○	-

許可番号 第 00669001169 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

北海道勇払郡安平町早来新築 20 番地 1
早来工業株式会社
代表取締役 小松登明

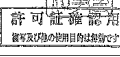


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄

許可の年月日 令和 5 年 8 月 13 日

許可の有効年月日 令和 12 年 8 月 12 日



1 事業の範囲	別表	特記事項	種類	数量	特記事項
鉄くず	○		生鉄くず	○	
屑鉄	○		鉄くず(コークス付物)	○	
高炭	○		炭くず	×	
鉄屑	○		がれき	×	
鉄アスベリ	○		動物の死体	×	
鉄ガラスチップ	○		動物の死体	×	
鉄くず	×		はいし	×	
木くず	×		製紙用(製紙用)はくばり	×	
繊維くず	×		自動車等破砕物	×	
動物性廃棄物	×		有害な産業廃棄物	○	
植物性廃棄物	×		水質汚濁防止法第 20 条	○	
ゴムくず	×		水質汚濁防止法第 20 条	○	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(備考) 表中の「○」は採取することができるもの、「◎」は採取及び保管を行うことができるもの、「×」は採取することができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に混雑する産業廃棄物、水質汚濁防止法第 20 条第 1 項第 1 号に該当するもの等を含む。)を、その旨を記す。

なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新又は変更の年月日	更新又は変更の種類
平成 18 年 8 月 13 日	許可
平成 18 年 8 月 13 日	許可の更新
平成 23 年 8 月 13 日	許可の更新
平成 28 年 8 月 13 日	許可の更新、優良認定
令和 5 年 8 月 13 日	許可の更新、優良認定
令和 6 年 4 月 1 日	住所の変更

5 積替え許可の有無 有 (●)


6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有 (●)

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
(1枚のうち1)

許可番号 第 00669001169 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

北海道勇払郡安平町早来新築 20 番地 1
早来工業株式会社
代表取締役 小松登明




廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄

許可の年月日 令和 5 年 8 月 13 日

許可の有効年月日 令和 12 年 8 月 12 日



1 事業の範囲
別表 1 のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための積替え上及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新又は変更の年月日	更新又は変更の種類
平成 18 年 8 月 13 日	許可
平成 18 年 8 月 13 日	許可の更新
平成 23 年 8 月 13 日	許可の更新
平成 28 年 8 月 13 日	許可の更新、優良認定
令和 5 年 8 月 13 日	許可の更新、優良認定
令和 6 年 4 月 1 日	住所の変更

5 積替え許可の有無 有 (●)

6 規則第 10 条の 1 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有 (●)

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
(2枚のうち1)

許可番号 第 00669001169 号

(別表 1)

番号	特別管理産業廃棄物区分	採取	積載
1	合金 1 号	○	灰塵 (焼却残渣、塵埃等) (付着物に付着したもの)
2	合金 2 号	○	灰塵 (水素イオン濃度調整 2.0 以下のもの)
3	合金 3 号	○	合金アスベリ (水素イオン濃度調整 1.8、5 以上のもの)
4	合金 4 号	○	溶融性廃棄物
5	合金 5 号イ	○	(P C 2 号)
6	合金 5 号ロ	○	(P C B 4 号)
7	合金 5 号ニ	○	(溶水酸等)
8	合金 5 号ト	○	(炭素酸等)

採取	有害物質名	濃度	a	b	c	d	e	f	g	h
1	アルキル水酸化物	濃度								
2	水銀又はその化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム又はその化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
4	銅又はその化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
5	有機錳化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
6	六価クロム化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
7	亜毒又はその化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
8	トリアミン化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
9	P C 2 号	濃度								
10	トリクロロエチレン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
11	ポリクロロエチレン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
12	ジクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
13	四塩化炭素	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
14	1, 2-ジクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
15	1, 1, 1-トリクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
16	1, 1, 2-トリクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
19	1, 1, 1-トリクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
20	ジクロロメタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
21	クロロベンゼン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
22	ジクロロベンゼン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
23	トリクロロベンゼン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
24	セレン又はその化合物	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
25	トリクロロエタン	濃度	○	○	○	○	○	○	○	○
26	ダイオキシン類	濃度								
27	ダイオキシン類	濃度								
28	ダイオキシン類	濃度								
29	ダイオキシン類	濃度								
30	ダイオキシン類	濃度								

5 合金 6 号 水質汚濁防止法第 20 条第 1 項第 1 号の特別管理産業廃棄物に該当するもの

7 合金 7 号 ダイオキシン類を基準として定められた濃度及びこれを超過したものを採取し、貯蔵し、運搬すること

8 合金 8 号 ダイオキシン類を基準として定められた濃度及びこれを超過したものを採取し、貯蔵し、運搬すること

9 合金 9 号 ダイオキシン類を基準として定められた濃度及びこれを超過したものを採取し、貯蔵し、運搬すること

10 合金 10 号 ダイオキシン類を基準として定められた濃度及びこれを超過したものを採取し、貯蔵し、運搬すること


11 合金 11 号 ダイオキシン類を基準として定められた濃度及びこれを超過したものを採取し、貯蔵し、運搬すること

(備考) 「合金 1 号」は、濃度の処理及び保管に関する特別管理産業廃棄物の 4 第 1 号を指す。
(備考) 「合金 2 号」は、採取することができるもの、「◎」は採取、保管を行うことができるもの、「f」は取り扱うことができないものを示す。

(2枚のうち2)

許可番号 00950001169

産業廃棄物収集運搬業許可証

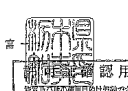


住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 徳明

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富

許可の年月日 令和5(2023)年5月9日
 許可の有効年月日 令和12(2030)年5月8日



 許可及び地の使用目的は施設です

1. 事業の範囲
 (1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)
 (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石炭含有 廃棄物等	水質汚濁防止 法指定物	資源物等 及び有害 物質	条件等
燃え殻	-	-	-	-
汚泥	○	○	○	-
廃油	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-
プラスチック類	○	○	-	-
紙くず	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-
陶磁器・磁器 破砕物等	-	-	-	-
ガラスくず	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-
びん・ガラス・プラスチック及び陶磁器くず	○	○	○	-
ばいじん	-	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-


2. 積替・保管施設 なし
 3. 許可の条件 なし
 4. 許可の更新又は変更の状況
 新規許可 平成13(2001)年5月9日
 変更許可 平成23(2011)年5月9日 取り扱う産業廃棄物の種類の追加
 更新許可 令和5(2023)年5月9日 更新4回目
 変更届 令和6(2024)年4月26日 住所の変更
 5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可) 有
 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

取扱窓口 資源循環推進課

90

許可番号 00950001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証




住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 徳明

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富

許可の年月日 令和5(2023)年5月9日
 許可の有効年月日 令和12(2030)年5月8日



 許可及び地の使用目的は施設です

1. 事業の範囲
 (1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)
 (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)	-
廃油(灯油、灯油以下のもの)	-
廃アルカリ(D.H.I.2.5以上のもの)	-
固形物(炭素化合物)	-
廃り廃りビフェニル等	-
ポリ塩化ビフェニル廃棄物	-
廃り廃り	-

区分	有害物質の種類等(一取扱不可:●取扱可能)													
	鉛	六価クロム	有機リン	有機水銀	有機ヒ素	有機スズ	有機亜鉛	有機銅	有機マンガン	有機鉄	有機ニッケル	有機モリブデン	有機コバルト	有機セレン
取り扱う特別管理産業廃棄物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし
 4. 許可の更新又は変更の状況
 新規許可 平成13(2001)年5月9日
 変更許可 平成23(2011)年5月9日 取り扱う産業廃棄物の種類の追加
 変更許可 平成25(2013)年8月2日 取り扱う産業廃棄物の種類の追加
 変更許可 平成26(2014)年11月18日 取り扱う産業廃棄物の種類の追加
 変更許可 平成30(2018)年4月16日 取り扱う産業廃棄物の種類の追加
 更新許可 令和5(2023)年5月9日 更新4回目
 変更届 令和6(2024)年4月26日 住所の変更
 5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可) 有
 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

取扱窓口 資源循環推進課

様式第七号の二（第十條の二関係）

許可番号 01000001169

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道虻田郡安平町早稲新築20番地1

氏 名 早業工業株式会社
代表取締役 小松聡明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを認める。

新号通知奉 山本 一太

許可の年月日 令和2年5月14日
許可の有効期限 令和12年5月24日



優良

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③紙くず、④繊維くず、⑤プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動物性残骸、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫れんご、⑬ばいじん（以上14種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※④については、水銀含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、水銀含有産業廃棄物を含む。

※⑧については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条

なし

3 許可の更新、変更の状況

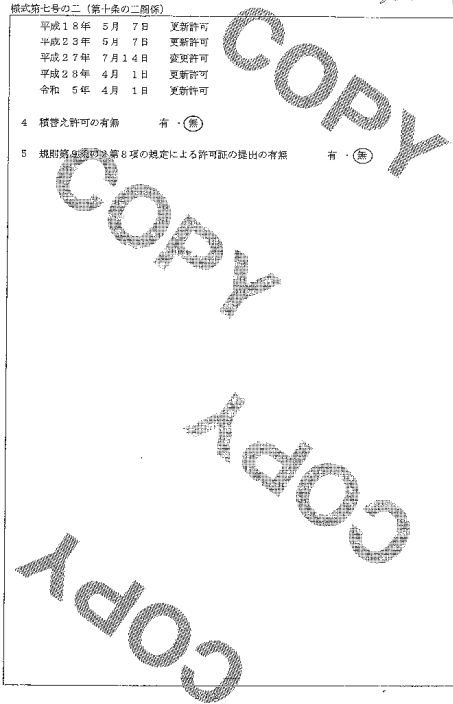
平成13年 5月 7日 新規許可

様式第七号の二（第十條の二関係）

平成18年 5月 7日 更新許可
平成23年 5月 7日 更新許可
平成27年 7月 14日 更新許可
平成28年 4月 1日 更新許可
令和 5年 4月 1日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規程第9条第2項第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



様式第十三号の二 (第十條の十四関係)

許可番号 01050001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新街20番地1

氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松啓明

高麗物の処理業の種別に関する法第14条の4第1項の許可を受けた者であること。

新潟県知事 山本 一

許可の年月日 平成27年 5月 1日
許可の有効期限 令和12年 5月 31日

優良
許可証
認用
及びその使用目的は建設です

1 事業の範囲
(1) 事業の区分
収集、運搬 (積込保管を除く。)
(2) 産業廃棄物の種類
収集、運搬 (積込保管を除く。)
①溶剤、揮発油等、②酸液・鹼液性、③アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
⑤粉) 塵FCB等、⑥粉) PCB等、⑦粉) 塵水銀等、⑧粉) 汚泥、⑨粉) 粉塵、
⑩粉) 粉塵、⑪粉) 底アスベスト、⑫粉) はいじん (以上12種類)
※⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は法第14条第1項のとおりとする。

2 許可の条件
なし

3 許可の更新、変更の状況

平成25年	5月7日	新規許可
平成26年	5月7日	更新許可
平成27年	9月29日	変更許可
平成28年	5月1日	更新許可
平成29年	5月1日	更新許可
平成27年	5月1日	更新許可
平成28年	4月1日	更新許可
平成29年	4月1日	更新許可
令和 5年	4月1日	更新許可

様式第十三号の二 (第十條の十四関係)

100-2

4 積込許可の有無 有 (無)

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (無)

許可証別紙1

許可番号 01050001169

特定有害産業廃棄物の種別

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。
・表中の「○」は「積込保管を要する」ということができるもの。
・表中の「○」は「積込保管を要しない」ということができるもの。
・表中の「-」は該当することができないもの。

有害物質	炭素化合物	物) 燃え	物) 汚泥	物) 底泥	物) 酸液	物) 底アスベスト	物) 底じん	物) 底じん	物) 底じん
7HCB系炭素化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7HCB系炭素化合物 (7HCBを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
水銀又はその化合物 (有機水銀を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
鉛又はその化合物 (無機鉛を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機砒化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機セレン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機スズ化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機チタン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機バナジウム化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機ニッケル化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機モリブデン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機マンガン化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉄化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機コバルト化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機銅化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機鉛化合物	-	○	-	-	○	○	-	○	-
有機水銀化合物	-	○	-	-	○	○	-		

東京都七区(第一号) 令和 5年 5月 21日 6第資産届第677号
許可番号 第13-00-001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道札幌市東区南一条二丁目
代表者 早池工業株式会社 代表取締役 小池 裕明

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第13条第1項 の許可を受けた者であることを証する

東京都知事 **小池百合子** 東京都知事 官印

許可の年月日 令和 5年 3月 23日
許可の有効年月日 令和 7年 3月 22日

事業の範囲
業の区分
燃焼・溶融(焼却と焼融を除く)
(2) 産業廃棄物の処理
燃焼(汚泥、油泥、廃たばこ)、溶融(プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣)、溶融くず(プラスチック類、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)
(前掲の産業廃棄物を含む。)(不燃使用廃棄物産業廃棄物を含む。)(燃焼渣物)は含まない。(以下省略)

2 積積・積積装置

3 許可の条件
【産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律】、「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況
平成 29年 3月 23日 新規許可
令和 5年 3月 23日 更新許可 第4号

5 積積・積積の有無 無

6 規制基準の13号の1項の規定による許可証の提出の有無 無 (以下空白)

130

東京都十三区(第一号) 令和 5年 5月 21日 6第資産届第677号
許可番号 第13-56-001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道札幌市東区南一条二丁目
代表者 早池工業株式会社 代表取締役 小池 裕明

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第13条第1項 の許可を受けた者であることを証する

東京都知事 **小池百合子** 東京都知事 官印

許可の年月日 令和 5年 3月 23日
許可の有効年月日 令和 7年 3月 22日

事業の範囲
業の区分
燃焼・溶融(焼却と焼融を除く)
(2) 特別管理産業廃棄物の処理
① 燃焼(溶融炉、炉渣、灰、溶融物)
② 燃融(プラスチック類、紙くず、繊維くず、動物性残渣、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)
③ 溶融くず(プラスチック類、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)
④ 燃焼渣物
⑤ 特定有害産業廃棄物
燃焼(汚泥、油泥、廃たばこ)、溶融(プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣)、溶融くず(プラスチック類、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)
⑥ 特定有害産業廃棄物
燃焼(汚泥、油泥、廃たばこ)、溶融(プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣)、溶融くず(プラスチック類、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)
⑦ 特定有害産業廃棄物
燃焼(汚泥、油泥、廃たばこ)、溶融(プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣)、溶融くず(プラスチック類、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)
⑧ 特定有害産業廃棄物
燃焼(汚泥、油泥、廃たばこ)、溶融(プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣)、溶融くず(プラスチック類、コンクリートくず、陶磁器くず、ガラス類、磁器類、煉瓦類)

2 積積・積積装置

3 許可の条件
【産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律】、「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況
平成 29年 3月 23日 新規許可
令和 5年 3月 23日 更新許可 第4号

5 積積・積積の有無 無

6 規制基準の13号の1項の規定による許可証の提出の有無 無 (以下あり)

令和 5年 5月 31日 6第資産届第677号
許可番号 第13-56-001169号

(裏面) 別添 産業廃棄物の種類: 金属等を含む産業廃棄物

産業廃棄物の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
燃焼																										
溶融																										
溶融くず																										
燃焼渣物																										
特定有害産業廃棄物																										

【備考】表内の「○」は取扱いができるもの、「-」は取扱いのできないものを示す。(以下あり)

東京都

シロクエ印刷株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

様式第七号の二 (第一号の二関係)
 神奈川県庁 資源部 71374号 許可番号 01402001169

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北相模原私鉄安平町早奈新築20番地1

氏名 早栄工業株式会社

代表取締役 小松 悠明

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県 黒岩 祐

許可の年月日 令和 5年 5月 11日
 (初回許可年月日 平成13年 5月 11日)

許可の有効年月日 令和12年 5月 10日

- 事業の範囲
 (1) 事業の区分
 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
 (2) 産業廃棄物の種類 (取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
 燃え殻 (※3)、汚泥 (※1※2※3)、廃油 (※2)、廃液 (※2※3)、
 廃プラスチック類 (※2※3)、廃プラスチック類 (※1※2)、紙くず、木くず、繊維くず、
 動植物性残さ、ゴムくず (※2)、金属くず (※2)、
 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず (※1※2)、紙くず (※3)、
 びりき類 (※1)、ばいじん (※3)
 ※1: 石棉含有産業廃棄物を含む。
 ※2: 水銀使用製品産業廃棄物を含む。
 ※3: 水銀含有ばいじん等を含む。
 (注1) 石棉含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の記載がない種類については、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上拡大及び積み上げることができる高さ
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
 令和 6年 5月 20日 変更届出 (川崎市積替・保管の廃止)
 令和 6年 4月 26日 変更届出 (変更届: 神奈川県川崎市川崎区扇町8番1号、変更後: 北相模原私鉄安平町早奈新築20番地1)
 令和 5年 5月 11日 更新許可
- 積替え許可の有無 無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考
 「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

140

様式第十三号の二 (第十号の十四関係)
 神奈川県庁 資源部 7140号 許可番号 01452001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北相模原私鉄安平町早奈新築20番地1

氏名 早栄工業株式会社

代表取締役 小松 悠明

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県 黒岩 祐

許可の年月日 令和 5年 5月 11日
 (初回許可年月日 平成13年 5月 11日)

許可の有効年月日 令和12年 5月 10日

- 事業の範囲
 (1) 事業の区分
 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
 (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 炭酸 (揮発炭酸、揮発炭酸及び軽油類に限る。)、酸液 (pH以下のものに限る。)、感熱性産業廃棄物
 特定有害産業廃棄物
 腐り強化フェニール等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、
 腐り強化フェニール、
 腐り強化フェニール、
 腐り強化フェニール、
 腐り強化フェニール (別表1の12以下のものに限る。)、感熱性産業廃棄物
 特定有害産業廃棄物
 腐り強化フェニール等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、
 腐り強化フェニール、
 腐り強化フェニール、
 腐り強化フェニール、
 腐り強化フェニール (別表のとおり。)
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上拡大及び積み上げることができる高さ
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
 令和 6年 5月 20日 変更届出 (川崎市積替・保管の廃止)
 令和 6年 4月 26日 変更届出 (変更届: 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号、変更後: 北相模原私鉄安平町早奈新築20番地1)
 令和 5年 5月 11日 更新許可
- 積替え許可の有無 無
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考
 「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物
 積替え保管を含まないもの


産業廃棄物の種類	金属等の含有						
	ばいじん	ばいじん	ばいじん	ばいじん	ばいじん	ばいじん	ばいじん
水銀を含む化合物	○	○	○	○	○	○	○
カドミウムを含む化合物	○	○	○	○	○	○	○
鉛を含む化合物	○	○	○	○	○	○	○
有機鉛化合物	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
砒素を含む化合物	○	○	○	○	○	○	○
揮発性フェニール	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロフェニール	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロフェニール	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロフェニール	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
1-2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1-1-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
ジス-1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1-1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1-1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1-3-ジクロロプロパン	○	○	○	○	○	○	○
テトラメチル鉛	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
セトリンを含む化合物	○	○	○	○	○	○	○
1-4-ジクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○

備考: 「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可番号 01609001169


産業廃棄物収集運搬業許可証

北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
早来工営 株式会社
代表取締役 小松 聡明



産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年 5月 2日
許可の有効年月日 令和12年 5月 1日

1 事業の範囲
・収集・運搬（積替え・保管を除く。）
汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、漆・漆、農薬、農薬、農アルカリ、動物性残さ、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

150

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 変更届出年月日 平成13年 6月15日
(住所の変更 旧 北海道石狩市新港中央3丁目780番6)
- 変更届出年月日 平成14年 6月12日
(住所の変更 旧 神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号)
- 更新許可年月日 平成18年 5月 2日
- 更新許可年月日 平成23年 5月 26日
- 変更許可年月日 平成23年 5月 26日
(動物性残さの追加)
- 更新許可年月日 平成28年 4月 20日
- 優良基準適合認定 平成28年 4月 20日
(許可の有効年月日が平成33年 5月 1日から平成35年 5月 1日に延長)
- 更新許可年月日 令和 5年 5月 2日
- 優良基準適合認定 平成 5年 5月 2日
(許可の有効年月日が令和10年 5月 1日から令和12年 5月 1日に延長)
- 変更届出年月日 令和 6年 5月 1日
(住所の変更 旧 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号)


5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有
(令和 5年 5月 2日 更新許可)

許可番号 01659001169


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
早来工営 株式会社
代表取締役 小松 聡明



産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年 5月 2日
許可の有効年月日 令和12年 5月 1日

1 事業の範囲
・収集・運搬（積替え・保管を除く。）
臭気 揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、
腐蝕性（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水酸化物又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、硫酸又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、チクロム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、
農アルカリ（水素イオン濃度指数2.0以上のもの及び水酸化物又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、硫酸又はその化合物、六価クロム化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、硫酸又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロプロパン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、チクロム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、
汚泥（臭気又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、硫酸又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、チクロム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、
感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 変更届出年月日 平成13年 6月15日
(住所の変更 旧 北海道石狩市新港中央3丁目750番6)
- 変更届出年月日 平成14年 6月12日
(住所の変更 旧 神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号)
- 更新許可年月日 平成18年 5月 2日
- 更新許可年月日 平成23年 5月 26日
- 変更許可年月日 平成23年 5月 26日
(腐蝕性、農アルカリ、汚泥に「有機鉛化合物、チクロム、シマジン、チオベンカルブ」の追加)
- 変更許可年月日 平成27年 12月 11日
(腐蝕性、農薬、農アルカリ、汚泥に「1,4-ジオキサン」の追加)
(感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物の追加)
- 更新許可年月日 平成28年 4月 20日
- 優良基準適合認定 平成28年 4月 20日
(許可の有効年月日が平成33年 5月 1日から平成35年 5月 1日に延長)
- 更新許可年月日 令和 6年 5月 2日
- 優良基準適合認定 令和 6年 5月 2日
(許可の有効年月日が令和10年 5月 1日から令和12年 5月 1日に延長)
- 変更届出年月日 令和 6年 5月 1日
(住所の変更 旧 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有
(令和 5年 5月 2日 更新許可)



許可番号 01605001159

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 (法人にあっては、名称 代表取締役 小松 裕明
 及び代表者の氏名)

富山県知事 新田 八郎

許可の年月日 令和5年6月23日
 許可の有効年月日 令和12年6月23日

富山県知事 新田 八郎

許可証発給用
富山及び関係市町村に限り有効です

- 事業の範囲

収集運搬 (積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性燃え殻、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、磁さい、ばいじん
 (これらのうち自燃性等発火性のあるものを除き、石炭含有産業廃棄物であるものを除き、水銀含有品類産業廃棄物であるものを除き、水銀含有ばいじん等であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上17種類)
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上層及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況

平成13年6月23日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	1613001169
平成18年6月23日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1608001169
平成23年6月23日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01603001169
平成28年6月23日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01608001169
- 積替え許可の有無
無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

備考
1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。
(記載事項の変更：令和5年7月9日 再交付)

160



許可番号 01655001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 (法人にあっては、名称 代表取締役 小松 裕明
 及び代表者の氏名)

富山県知事 新田 八郎

許可の年月日 令和5年6月23日
 許可の有効年月日 令和12年6月23日

富山県知事 新田 八郎

許可証発給用
富山及び関係市町村に限り有効です

- 事業の範囲

収集運搬 (積替え・保管を除く。)

汚泥 (特定有害産業廃棄物であるもの (第1)に限る。)

油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるもの (第2)に限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの (第3)に限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるもの (第4)に限る。)

高PCB等 (基準濃度より塩化ビフェニル系廃棄物であるものに限る。)

PCB汚染物 (基準濃度より塩化ビフェニル系廃棄物であるものに限る。)

(以上6種類)

※ 特定有害産業廃棄物は、別表において○ (積替え・保管を除く。)が記載されている有害物質を含むことにより有害なものに限る。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上層及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし

(2枚中1枚目)
(記載事項の変更：令和5年7月9日 再交付)

- 許可の更新又は変更の状況

平成13年6月23日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	1663001169
平成18年6月23日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1658001169
平成23年6月23日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01653001169
平成25年9月15日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01653001169
平成28年6月23日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01658001169
- 積替え許可の有無
無
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

備考
1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

(別表) 特定有害産業廃棄物の種類

有害物質の種類	当該物質の種類				
	汚	泥	油	酸	アルカリ
a 水銀又はその化合物	○			○	○
b 鉛又はその化合物	○			○	○
c 鉛又はその化合物	○			○	○
d 有機鉛化合物	○			○	○
e 水銀化合物	○			○	○
f 重金属とその化合物	○			○	○
g 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
h 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
i 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
j 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
k 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
l 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
m 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
n 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
o 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
p 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
q 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
r 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
s 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
t 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
u 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
v 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
w 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
x 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
y 2,3,7,8-TCDF	○			○	○
z 2,3,7,8-TCDF	○			○	○

注) 表中の「○」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱える (積替え・保管を除く。)ことを示す。
表中の「×」は、該当する有害物質を含む特定有害産業廃棄物を取り扱えないことを示す。

(2枚中2枚目)
(記載事項の変更：令和5年7月9日 再交付)

許可番号第 01701001169 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新築 20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 徳明

石川県知事 馳

許可の年月日 令和 5年 5月 31日
 許可の有効年月日 令和 12年 5月 31日

優良
石川県

許可証 複写用
複写及び他の利用目的には使用不可

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

- 事業の範囲
 積替え、保管を除く。
 燃え殻（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
 汚泥（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
 廃酸（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
 廃プラスチック類
 金属くず
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 ばいじん（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
 （*：自動車等破砕物であるものを除く。）
 これらのうち1種含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む以上10種類
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
 平成13年 5月 31日 新 規 平成18年 5月 31日 更 新
 平成23年 7月 8日 更 新 平成23年 10月 3日 更 新
 平成28年 5月 31日 更 新 (優良認定)
 令和 5年 5月 31日 更 新 (優良認定)
 令和 6年 5月 13日 変更届 (住所の変更)
- 積替え許可の有無 無
 市名 許可番号
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号第 01701001169 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新築 20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 徳明

石川県知事 馳

許可の年月日 令和 5年 5月 31日
 許可の有効年月日 令和 12年 5月 31日

優良
石川県

許可証 複写用
複写及び他の利用目的には使用不可

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

- 事業の範囲
 積替え、保管を除く。
 廃油（潤滑油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
 毒性産業廃棄物
 廃ポリ塩化ビフェニル等
 ポリ塩化ビフェニル汚染物
 廃水銀等
 廃石棉等
 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
 平成13年 5月 31日 新 規 平成18年 5月 31日 更 新
 平成23年 7月 8日 更 新 平成23年 10月 3日 更 新
 平成28年 5月 31日 更 新 (優良認定)
 令和 2年 12月 7日 更 新 令和 5年 5月 31日 更 新 (優良認定)
 令和 6年 5月 13日 変更届 (住所の変更)
- 積替え許可の有無 無
 市名 許可番号
- 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 無

【裏面に続く】

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成13年 5月 31日 新 規 平成18年 5月 31日 更 新
 平成23年 7月 8日 更 新 平成23年 10月 3日 更 新
 平成28年 5月 31日 更 新 (優良認定)
 令和 2年 12月 7日 更 新 令和 5年 5月 31日 更 新 (優良認定)
 令和 6年 5月 13日 変更届 (住所の変更)


5. 積替え許可の有無 無
 市名 許可番号

6. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 無

180

許可番号 01805001169

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏名 早来工業株式会社 代表取締役 小松 聡明
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

副市長 杉本 達磨

許可の年月日 令和 5年7月11日
許可の有効年月日 令和 12年6月27日


許可証確認用
有効及び無効の取扱い方法は別添です

- 1. 事業の範囲**
 積替保管の有無 積替保管を含まない
 産業廃棄物の種類
 燃焼残渣、汚泥、酸液、腐蝕、懸アルカリ、酸プラスティック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改修又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず。以上8種類
 （石油含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。）
 （自動車部等部を除く。）
 （これらうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所での積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上積み上げることができる高さ**
 なし
- 3. 許可の条件**
 なし
- 4. 許可の更新または変更の状況**
 (1) 平成13年 6月28日 新規許可
 (2) 平成13年10月 5日 再交付
 ・事業者の住所の変更
 (3) 平成14年 7月31日 再交付
 ・事業者の住所の変更
 (4) 平成18年 6月28日 更新許可
 (5) 平成23年 6月28日 更新許可
 (6) 平成28年 6月28日 更新許可・役員認定
 (7) 令和 5年 7月11日 更新許可・役員認定
- 5. 積替え許可の有無** 無
 市名 - 許可番号 -
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無** 無

180

許可番号 01805001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏名 早来工業株式会社 代表取締役 小松 聡明
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

副市長 杉本 達磨

許可の年月日 令和 5年7月11日
許可の有効年月日 令和 12年6月27日

許可証確認用
有効及び無効の取扱い方法は別添です

- 1. 事業の範囲**
 積替保管の有無 積替保管を含まない
 特別管理産業廃棄物の種類
 鉛酸（硫酸鉛、灯油および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 2-ジクロロプロパンもしくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 酸液（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロプロパン、1, 1, 2-トリクロロプロパン、1, 1, 2-トリクロロプロパンもしくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 懸アルカリ（水素イオン濃度指数1.2.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロプロパン、1, 1, 2-トリクロロプロパン、1, 1, 2-トリクロロプロパンもしくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 以上4種類

180

- 2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所での積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上積み上げることができる高さ**
 なし
- 3. 許可の条件**
 なし
- 4. 許可の更新または変更の状況**
 (1) 平成13年 6月28日 新規許可
 (2) 平成13年10月 5日 再交付
 ・事業者の住所の変更
 (3) 平成14年 7月31日 再交付
 ・事業者の住所の変更
 (4) 平成18年 6月28日 更新許可
 (5) 平成23年 6月28日 更新許可
 (6) 平成28年 6月28日 更新許可・役員認定
 (7) 令和 5年 7月11日 更新許可・役員認定
- 5. 積替え許可の有無** 無
 市名 - 許可番号 -
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無** 無

許可番号 01900001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 (代表取締役) 代表取締役 小松 聡明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県
 産業廃棄物収集運搬業
 許可証
 認用
許可証の写しを添付し提出する

許可の年月日 令和 5年 5月 25日
 許可の有効年月日 令和 12年 5月 24日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(ガラス類を除く。)及び陶磁器くず以上8種類 <small>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。</small>
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 5月25日	新規許可
令和 5年 7月 3日	許可の更新
令和 6年 4月26日	変更届(住所の変更)

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の3第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

190

許可番号 01950001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 (代表取締役) 代表取締役 小松 聡明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県
 特別管理産業廃棄物収集運搬業
 許可証
 認用
許可証の写しを添付し提出する

許可の年月日 令和 5年 5月 25日
 許可の有効年月日 令和 12年 5月 24日

1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) ・廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。) ・廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。) ・高毒性産業廃棄物 ・特定有害産業廃棄物(炭化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃水銀等、その他詳細は裏面のとおり)
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 5月25日	新規許可
令和 5年 7月 3日	許可の更新
令和 6年 4月26日	変更届(住所の変更)

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

裏面 許可番号01950001169号

含有する有害物質名	廃棄物の種類							
	紙くず	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	その他
アルキル水銀化合物	-	-	-	○	-	○	○	
水銀又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○	
カドミウム又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○	
鉛又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○	
有機錐化合物	-	-	-	○	-	○	○	
六価クロム化合物	-	-	-	○	-	○	○	
砒素又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○	
シアン化合物	-	-	-	○	-	○	○	
PCB	-	-	-	-	-	-	-	
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	○	○	
四氯化炭素	-	-	-	○	○	○	○	
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○	
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○	
1, 2-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	○	○	
テトラム	-	-	-	○	○	○	○	
シマジン	-	-	-	○	○	○	○	
チオベンカルブ	-	-	-	○	○	○	○	
ベンゼン	-	-	-	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	-	-	-	○	○	○	○	
1, 4-ジオキサン	-	-	-	○	○	○	○	
ダイオキシン類	-	-	-	○	○	○	○	


(注) 表中の「○」は取り扱うこと許されるものを、「-」は取り扱うことができないものを示す。

許可番号 02100001169

産業廃棄物収集運搬業許可証


住 所 北海道勇払郡安平町早来第20番地1

氏 名 早来工務株式会社
代表取締役 小松 聡明

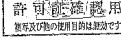


産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 5年 5月 2日
許可の有効年月日 令和12年 5月 1日



- 1 事業の範囲

灰塵、異物を除く。
 炭火灰、汚泥、金属くず（自動車等破砕物を含む。）
 上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
 腐アスファルト類（道路等破砕物を含む。）、刃先くず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）
 上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
 廃油、廃酸、廃アルカリ

上記品目は、水産物・食品産業廃棄物及び水銀含有（い）じん等を含む。 以上 8種類
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための扉等上蓋及び積み上げることができる高さ

該当なし
- 3 許可の条件

なし
- 4 許可の更新又は変更の状況


平成13年 5月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
 平成13年 6月 25日 産業廃棄物収集運搬業変更（特換）
 平成14年 7月 9日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更（特換）
 平成18年 5月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
 平成23年 5月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
 平成28年 5月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）（優良認定）
 令和 5年 5月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
 令和 6年 5月 24日 産業廃棄物収集運搬業変更（特換）
- 5 積替え許可の有無 有
- 6 規則第9条の2第3項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 02150001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証


住 所 北海道勇払郡安平町早来第20番地1

氏 名 早来工務株式会社
代表取締役 小松 聡明




産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 5年 5月 2日
許可の有効年月日 令和12年 5月 1日



- 1 事業の範囲

破砕土、異物を除く。
 引火性液体、腐食性液体、腐食性結晶アルカリ、特定有害PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害重金属等、特定有害燐化物等、特定有害いじん（体積：1、4-ジオキサ、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害有機（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害有機（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、1、1、2-ジクロロプロパン、ベンゼン、1、4-ジオキサンを含むもの）、特定有害有機（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、1、1、3-ジクロロプロパン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1、4-ジオキサンを含むもの）、特定有害有機（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエタン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、1、1、2-ジクロロプロパン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1、4-ジオキサンを含むもの）

以上 13種類
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための扉等上蓋及び積み上げることができる高さ

該当なし
- 3 許可の条件

なし
- 4 許可の更新又は変更の状況

許可番号 02150001169

平成13年 5月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
 平成13年 6月 25日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更（特換）
 平成14年 7月 9日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更（特換）
 平成17年 12月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
 平成18年 5月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
 平成23年 5月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
 平成28年 5月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
 令和 5年 5月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
 令和 6年 5月 24日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更（特換）

- 5 積替え許可の有無 有
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道厚別区厚別町早来新栄20番地1
氏名 早来工業 株式会社
代表取締役 小松 聡明



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

許回県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和5年5月14日

許可の有効年月日 令和12年5月13日

許可証の取扱い 許可証の取扱いは厳禁です

- 1. 事業の範囲
事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
産業廃棄物の種類 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
5. 積替え許可の有無
6. 規程第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道厚別区厚別町早来新栄20番地1
氏名 早来工業 株式会社
代表取締役 小松 聡明



危険物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

許回県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和5年5月14日

許可の有効年月日 令和12年5月13日

許可証の取扱い 許可証の取扱いは厳禁です


- 1. 事業の範囲
事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
特別管理産業廃棄物の種類 引火性液体、腐食性液体、酸化性液体、毒性液体、有機燐化合物、有機シアン化合物、有機鉛化合物、有機銅化合物、有機錳化合物、有機ニッケル化合物、有機亜鉛化合物、有機アルミニウム化合物、有機鉄化合物、有機コバルト化合物、有機マンガン化合物、有機バナジウム化合物、有機チタン化合物、有機ニオブ化合物、有機タングステン化合物、有機モリブデン化合物、有機セレン化合物、有機テルル化合物、有機ホウ素化合物、有機硼素化合物、有機シリコン化合物、有機ゲルマニウム化合物、有機砷化合物、有機アンチモン化合物、有機ビスマuth化合物、有機鉛化合物、有機銅化合物、有機錳化合物、有機ニッケル化合物、有機亜鉛化合物、有機アルミニウム化合物、有機鉄化合物、有機コバルト化合物、有機マンガン化合物、有機バナジウム化合物、有機チタン化合物、有機ニオブ化合物、有機タングステン化合物、有機モリブデン化合物、有機セレン化合物、有機テルル化合物、有機ホウ素化合物、有機硼素化合物、有機シリコン化合物、有機ゲルマニウム化合物、有機砷化合物、有機アンチモン化合物、有機ビスマuth化合物
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
5. 積替え許可の有無
6. 規程第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無

又はその化合物、1,4-ジオキササンを含むものに限る。)、特定有機水素等、特定有機PCB等、特定有機PCB汚染物 以上 90品目

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
5. 積替え許可の有無
6. 規程第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無

許可番号第 02310001160 号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 北海道札幌市東区北一条西 20 番地 1

氏名 早来工業 株式会社
代表取締役 小松 聡明 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可証確認用
許可証の効力目的は放棄です

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 10 月 23 日
許可の有効年月日 令和 12 (2030) 年 6 月 26 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。
汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、腐くず、木くず、鋸屑くず、断端密性残さ、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。
燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、灰さい (水銀含有ばいじん等を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を含む。)
以上 11 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可番号第 02310001160 号

(1) 所在地
大府市北岡町井田 1 番 1

(2) 面積
210.66m² (保管面積 50.08m²)

(3) 産業廃棄物の種類
燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、灰さい (水銀含有ばいじん等を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を含む。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(4) 保管上限
35.20m³

(5) 高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 6 月 27 日	新規許可
平成 18 年 7 月 14 日	更新許可
平成 23 年 6 月 27 日	更新許可
平成 28 年 10 月 17 日	更新許可 (優良認定)
令和 5 年 10 月 23 日	更新許可 (優良認定)
令和 6 年 4 月 30 日	書換

5 積替え許可の有無
有 ・ ●

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の省略
有 ・ ●

230-1

許可番号 02360001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道札幌市東区南一条20番地1

氏 名 早来工業 株式会社
代表取締役 小松 隆明 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

事業の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。



愛知県知事 大村 秀章

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 10 月 23 日
許可の有効年月日 令和 12 (2030) 年 6 月 26 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、搬送を兼ねる。
 感染性産業廃棄物、特定有害系PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害PCB処理物（感染性PCB汚染物電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）
 以上 4品目

(2) 積替え、搬送を含む。
 引火性廃油、腐食性酸液、腐食性アルカリ、特定有害重金属等、特定有害ダスト類（1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害燐酸塩（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害燐酸塩（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害有機溶剤（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）

許可証確認用
 登録及び他の利用目的は禁じます

許可番号 02360001169号

1 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれそれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上層及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地
 大府市北崎町井田1番1

(2) 面積
 210.66㎡ (保管面積 16.80㎡)

(3) 特別管理産業廃棄物の種類
 引火性廃油、腐食性酸液、腐食性アルカリ、特定有害重金属等、特定有害ダスト類（1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害燐酸塩（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害燐酸塩（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害有機溶剤（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）

(4) 保管上層

許可番号 02360001169号

11. 88㎡

(5) 高さ
 該当なし

3 許可の条件
 なし

4 許可の更新又は変更の状況
 平成13年 6月27日 新規許可
 平成13年 7月14日 更新許可
 平成23年 6月27日 更新許可
 平成23年10月17日 更新許可(優良認定)
 令和 5年10月23日 更新許可(優良認定)
 令和 6年 4月30日 審決

5 積替え許可の有無
 有 ●

6 規則第10条の13第2項の規定による許可証の提出の有無
 有 ●

230-2

許可番号 第 02501001169 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新街20番地1

氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松勝樹

(優良)

施設物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

設置届出等 三日月大造

許可の年月日 令和5年8月7日

許可の有効年月日 令和12年8月1日

許可証 離脱禁止
複写及び他の利用目的は厳禁です

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く専ら運搬

専ら積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類(カーボン繊維を除く。)/繊維/塗/アクリル/硬質プラスチック類/紙くず/木くず/繊維/ゴムくず/金属くず/ガラスくず/コンクリートくず(工作物の断片、体裁又は除去に伴って生じたものを除く。)/及び廃砕砕くず(工作物の断片、体裁又は除去に伴って生じたコンクリートの断片をのぞく)に関する産業廃棄物
 (石粉を含む産業廃棄物、水処理用製法産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
 (以上 16項目)
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び処理並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に不適合な産業廃棄物、当該積替用自動車積替用又は不適合な容器又は除去に伴って生じたものを除く。)/及び廃砕砕くず(工作物の断片、体裁又は除去に伴って生じたコンクリートの断片をのぞく)に関する産業廃棄物の種類(積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ)

「なし」
3. 許可の条件

「なし」
4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 8 月 2 日	新規許可
平成 28 年 8 月 2 日	更新許可(優良認定)
令和 5 年 8 月 2 日	更新許可(優良認定)
令和 6 年 4 月 30 日	住所の変更
5. 積替え許可の有無 無 許可番号 無
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

250

許可番号 第 02561001169 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新街20番地1

氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松勝樹

(優良)

施設物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

設置届出等 三日月大造

許可の年月日 令和5年8月7日

許可の有効年月日 令和12年8月1日

許可証 離脱禁止
複写及び他の利用目的は厳禁です

1. 事業の範囲

印刷のための保管を除く専ら運搬

印刷のための保管を除く専ら運搬

特別管理産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類(カーボン繊維を除く。)/繊維/塗/アクリル/硬質プラスチック類/紙くず/木くず/繊維/ゴムくず/金属くず/ガラスくず/コンクリートくず(工作物の断片、体裁又は除去に伴って生じたものを除く。)/及び廃砕砕くず(工作物の断片、体裁又は除去に伴って生じたコンクリートの断片をのぞく)に関する産業廃棄物
 (石粉を含む産業廃棄物、水処理用製法産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
 (以上 16項目)
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び処理並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ

「なし」
3. 許可の条件

「なし」
4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 8 月 2 日	新規許可
平成 28 年 8 月 2 日	更新許可(優良認定)
平成 28 年 12 月 21 日	変更許可(2項目の追加)
令和 5 年 8 月 10 日	更新許可(優良認定)
令和 6 年 4 月 30 日	住所の変更
5. 積替え許可の有無 無 許可番号 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

220-1

許可番号 第0270001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 聡明

優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 謙

許可の年月日 令和5年6月15日
 許可の有効年月日 令和12年6月14日

許可証複製
 転写及び他の利用目的は禁じます

1. 事業の範囲
 事業の区分： 積集・保管を含まない
 産業廃棄物の種類
 1 燃え殻
 2 汚泥
 3 廃油
 4 廃酸
 5 廃アルカリ
 6 廃プラスチック類
 7 灰くず
 8 木くず
 9 繊維くず
 10 粉砕物・粒状物
 11 石膏くず
 12 金属くず
 13 ガラスくず
 14 粉じん類
 ※粉末状産業廃棄物を含む
 水銀含有ばいじん等を除く
 以上14種類

2. 許可の条件
 なし

3. 許可の更新又は変更の状況
 平成13年6月15日 当初許可
 令和5年6月13日 更新許可
 令和5年6月13日 延長認定

4. 府内の政令市による積集・保管の別無 有
 大阪府 第050001169号

5. 特別第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
 以下余白

許可番号 第0275001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1
 氏名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 聡明

優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 謙

許可の年月日 令和5年6月15日
 許可の有効年月日 令和12年6月14日

許可証複製
 転写及び他の利用目的は禁じます

1. 事業の範囲
 事業の区分： 積集・保管を含まない
 特別管理産業廃棄物の種類
 1 汚泥
 2 酸液
 3 炭酸
 4 廃アルカリ
 5 ばいじん
 6 燃焼残渣
 7 塵埃等
 8 FCS等
 9 廃水銀等
 以上9種類


2. 許可の条件
 なし

3. 許可の更新又は変更の状況
 平成13年6月15日 当初許可
 令和5年6月13日 更新許可
 令和5年6月13日 延長認定


4. 府内の政令市による積集・保管の有無 有
 大阪府 第050001169号

5. 特別第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 無
 以下余白

270-2



 許可番号第 6610001169 号
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道札幌市東区北一条西三丁目 20 番地 1
 氏 名 **早来工営株式会社**
 代表取締役 小松 稔樹



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。
 大阪市長 横山 英幸

許可の年月日 令和 5 年 6 月 1 日
 許可の有効年月日 令和 12 年 5 月 31 日




1. 事業の範囲
 事業の区分：積替え・保管を含む
 産業廃棄物の種類：
 1. 燃え殻 5. 廃アルカリ 9. 紙くず 13. ガラスくず
 2. 汚泥 6. 廃プラスチック類 10. 繊維状汚泥 14. 酸さび
 3. 灰燼 7. 灰くず 11. ゴムくず 15. がれき類
 4. 汚油 8. 木くず 12. 金属くず 16. ばいじん
 ① 積替え・保管を行うものについては石炭含有炭素廃棄物を除く 以上 16 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該場所毎に石炭含有炭素廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 (1) 所 在 地：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (2) 面 積：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (3) 保管 上 限：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (4) 積み上げ高さ：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (5) 産業廃棄物の種類：① 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、粉砕物性灰土、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、酸さび、ばいじん
 (石炭含有炭素廃棄物を除く、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)
 ② 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃アルカリ、酸さび、ばいじん、炭水素等
 (石炭含有炭素廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く)


3. 許可の条件
 事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成 13 年 6 月 1 日 当初許可
 令和 5 年 6 月 1 日 許可更新
 令和 6 年 4 月 25 日 変更届出 (住所の変更)

5. 規則第 9 条の 2 第 3 項の規定による許可証の提出の有様 無



 許可番号第 0660001169 号
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道札幌市東区北一条西三丁目 20 番地 1
 氏 名 **早来工営株式会社**
 代表取締役 小松 稔樹



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。
 大阪市長 横山 英幸

許可の年月日 令和 5 年 6 月 1 日
 許可の有効年月日 令和 12 年 5 月 31 日



1. 事業の範囲
 事業の区分：積替え・保管を含まない
 特別管理産業廃棄物の種類：
 1. 感染性産業廃棄物 2. 廃 PCB 等 3. PCB 汚染物 以上 3 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 (1) 所 在 地：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (2) 面 積：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (3) 保管 上 限：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (4) 積み上げ高さ：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 (5) 特別管理産業廃棄物の種類：① 燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、酸さび、ばいじん、炭水素等
 ② 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ

3. 許可の条件
 事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成 13 年 6 月 1 日 当初許可
 令和 5 年 6 月 1 日 許可更新
 令和 6 年 4 月 25 日 変更届出 (住所の変更)

5. 規則第 10 条の 1 第 2 項の規定による許可証の提出の有様 無

許可番号 第 02801001169 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

(優良)

住 所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1

氏 名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 稔明

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 菅 藤 元 知事印

許可の年月日 令和5年3月30日

許可の有効年月日 令和12年3月29日

1. 事業の範囲
事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含む)
収集運搬産業物の種類
1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等及び石棉含有産業廃棄物を含む。)
3. 粉塵
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
6. 溶剤スラック灰(石棉含有産業廃棄物を含む。)
7. 灰くず
8. 赤くず
9. 繊維くず
10. 動物性残渣
11. 土まぐず
12. 金属くず
13. ガラス・プラスチックくず及び陶磁器くず(石棉含有産業廃棄物を含む。)
14. ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)
15. 粉状土質(石棉含有産業廃棄物を含む。)
16. ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)
以上16種類

2. 許可の条件
当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況
平成13年3月10日 新規許可
平成13年3月10日 更新許可
平成21年3月16日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成23年3月10日 更新許可
平成28年3月30日 更新許可(優良認定)
令和6年3月30日 更新許可(優良認定)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第3項の規定による許可証の提出の有無 無
令和6年5月7日 変更届により書換え

280

許可番号 第 02801001169 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

(優良)

住 所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1

氏 名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 稔明

特別管理産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 菅 藤 元 知事印

許可の年月日 令和5年3月30日

許可の有効年月日 令和12年3月29日

1. 事業の範囲
事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含む)
取扱特別管理産業廃棄物の種類
1. 燃え殻
2. 汚泥
3. 粉塵
4. 廃酸
5. 廃アルカリ
6. ばいじん
7. ばいじん
8. 感染性産業廃棄物
9. 廃水銀等
10. 炭素繊維化ビニル等
11. 炭素繊維化ビニル再粉砕物
以上11種類

2. 許可の条件
当該特別管理産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況
平成13年3月10日 新規許可
平成14年3月12日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成18年3月10日 更新許可
平成23年3月30日 更新許可
平成23年6月7日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成25年3月9日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成27年12月7日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
平成28年3月30日 更新許可(優良認定)
平成33年11月22日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)
令和6年3月30日 更新許可(優良認定)

4. 積替え許可の有無 無


5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
令和6年6月7日 変更届により書換え

290

許可番号 第 02900001169 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道虻田郡安平町早来新栄 20番地1
 氏 名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 徳明

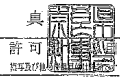


優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真

許可の年月日 令和 5年 5月 23日
 許可の有効年月日 令和 12年 5月 22日



許可
 産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類
 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)
 ※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成13年	5月23日	新規許可
平成13年	6月11日	変更届(本店所在地)
平成14年	6月11日	変更届(本店所在地)
平成18年	5月23日	更新許可
平成23年	5月23日	更新許可
平成28年	5月23日	更新許可
平成29年	7月1日	優良基準適合
令和 5年	5月23日	更新許可
令和 6年	4月30日	変更届(住所)


5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第 02950001169 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道虻田郡安平町早来新栄 20番地1
 氏 名 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 徳明




優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真

許可の年月日 令和 5年 5月 23日
 許可の有効年月日 令和 12年 5月 22日



許可
 特別管理産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、塵埃リソルゲル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃石膏等、廃水銀等 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成13年	5月23日	新規許可
平成13年	6月11日	変更届(本店所在地)
平成14年	6月11日	変更届(本店所在地)
平成18年	5月23日	更新許可
平成23年	5月23日	更新許可
平成28年	5月23日	更新許可
平成29年	7月1日	優良基準適合
平成29年	9月30日	変更許可(5品目追加)
令和 5年	5月23日	更新許可
令和 6年	4月30日	変更届(住所)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第03000001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道厚別区安平町早来新築20番地1
 名称 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 隆明

和歌山県知事 岸 本周

許可の年月日 令和5年5月25日
 許可の有効年月日 令和12年5月8日

優良

許可期間満了

許可及び変更の届出が完了していない旨を通知する

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

1) 燃や灰	8) 炭酸カルシウム
2) 粉泥	9) 乾ったのり
3) 泥油	10) 乾ったくず
4) 泥炭	11) ガラスくず

水溶性用製品産業廃棄物を含む

取扱産業廃棄物のうち、水質を汚濁しおそれられるもの

1) 2) 4) 5)

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有物産業廃棄物が含まれるもの

2) 6) 8)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の変更又は変更の状況

平成13年 6月 9日 新規許可	平成23年 5月 9日 更新許可
平成28年 6月 19日 更新許可・優良認定	令和5年 5月25日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域) 無

6. 特別第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

令和5年6月4日登録

許可番号 第03050001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道厚別区安平町早来新築20番地1
 名称 早来工業株式会社
 代表取締役 小松 隆明

和歌山県知事 岸 本周

許可の年月日 令和5年6月5日
 許可の有効年月日 令和12年6月4日

優良

許可期間満了

許可及び変更の届出が完了していない旨を通知する

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1) 粉泥	4) 炭アルカリ
2) 泥油	5) 腐敗性産業廃棄物
3) 泥炭	6) 炭P/B等
7) PCB汚染物	

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の変更又は変更の状況

平成13年 6月 5日 新規許可	平成27年 9月14日 変更許可
平成28年 6月 5日 更新許可・優良認定	令和5年 6月 5日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域) 無

6. 特別第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 無

令和5年6月4日登録

許可番号 03104001169

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 聡明

産業物の処理及び清除に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 令和 5年 9月26日
許可の有効年月日 令和12年 9月25日

優良

許可証の複製・改竄は厳禁です

1. 事業の範囲

取扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1) 燃え殻	-
(2) 汚泥	-
(3) 廃油	-
(4) 廃酸	-
(5) 廃アルカリ	-
(6) 廃プラスチック類 (自動車等排気物を除く。)	-
(7) 金属くず (自動車等排気物を除く。)	-
(8) ガラスくず等 (自動車等排気物を除く。)	-

・以上8品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
 ・(2) (3) 及び(4) については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
 ・(2) (3) (4) (6) (7) 及び(8) については水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
 ・(1) (2) (3) 及び(4) については水銀含有びん等であるものを含む。
 (備考) 「-」は積替え保管ができないものを示す。
 ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものも除く。) 及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有びん等が含まれる場合は、その旨を含む。、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 5年 8月18日 更新許可
令和 6年 4月30日 変更届 (住所の変更)

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 無

許可番号 03154001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道虻田郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 聡明

産業物の処理及び清除に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 令和 5年10月10日
許可の有効年月日 令和12年10月9日

優良

許可証の複製・改竄は厳禁です

1. 事業の範囲
別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 5年 8月18日 更新許可
令和 6年 4月30日 変更届 (住所の変更)

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

別紙

1. 事業の範囲

取扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類	限定内容										
	燃え殻	汚泥	燃焼残渣	燃焼灰	燃焼灰	燃焼灰	燃焼灰	燃焼灰	燃焼灰	燃焼灰	燃焼灰
(1) 燃油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 燃酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 廃アルカリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 危険性産業廃棄物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 燃焼残渣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 燃焼灰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 燃焼灰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 燃焼灰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 燃焼灰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

・以上10品目。
 ・(7) については低濃度PCB廃棄物に限る。
 (備考) 「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

許可番号 3200011111

産業廃棄物収集運搬業許可証

所在地 北海道厚岸郡厚岸町中央新栄20番地1

名称 株式会社 優良

代表取締役 小松 裕明

業種の処理及び種類に該当する廃棄物 1項の許可を受け得ることとなる。

局長 高橋 文雄 丸 山 洋 許可証番号 3200011111

発給年月日 令和3年7月29日

許可の有効年月日 令和3年7月22日

1. 業種の範囲

業種の区分 道民生活圏外を含まない。

収集運搬物の種類 ① 汚泥、汚泥、汚泥、固形分、部材、金属、ガラス、プラスチック、その他含有金属廃棄物、その他金属製廃棄物及び金属含有物じん等であることとする。以下余白に記述する。

② 採掘又は採産を行うすべての掘削所産物及び掘削ごとの掘削土及び掘削土より産業廃棄物の種類・性状の異なる保管・貯蔵及び積み上げることができるもの。該当なし。

2. 許可の条件

許可条件なし

3. 許可の更新又は変更の状況

① 令和3年5月23日更新許可
② 住所変更により令和3年7月10日更新発行

4. 更新許可の有無

更新許可の有無 有 (無)

更新の理由 住所変更あり

5. 是別第9条の2第1項の規定による許可証の更新の有無

更新の有無 有 (無)

許可番号 322500011111

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

所在地 北海道厚岸郡厚岸町中央新栄20番地1

名称 株式会社 優良

代表取締役 小松 裕明

業種の処理及び種類に該当する廃棄物 1項の4号の許可を受け得ることとなる。

局長 高橋 文雄 丸 山 洋 許可証番号 322500011111

発給年月日 令和3年7月29日

許可の有効年月日 令和3年7月22日

1. 業種の範囲

業種の区分 道民生活圏外を含まない。

収集運搬物の種類 ① 汚泥、汚泥、汚泥、固形分、部材、金属、ガラス、プラスチック、その他含有金属廃棄物、その他金属製廃棄物及び金属含有物じん等であることとする。以下余白に記述する。

② 採掘又は採産を行うすべての掘削所産物及び掘削ごとの掘削土及び掘削土より産業廃棄物の種類・性状の異なる保管・貯蔵及び積み上げることができるもの。該当なし。

2. 許可の条件

許可条件なし

3. 許可の更新又は変更の状況

① 令和3年7月23日更新許可
② 住所変更により令和3年7月10日更新発行

4. 更新許可の有無

更新許可の有無 有 (無)

更新の理由 住所変更あり

5. 是別第9条の2第1項の規定による許可証の更新の有無

更新の有無 有 (無)

許可番号 第0390901369号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道札幌市東区東新条20番地1
 名称 早来工業株式会社
 代表取締役 小坂 隆明

優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項の許可を有する旨を記載することとする。

岡山県知事 伊原 木

許可の年月日 令和5年6月12日
 許可の有効年月日 令和12年6月11日

1. 事業の範囲
 (1) 積替え又は保管の有無 無
 (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 令和5年6月12日 新規許可
 令和5年6月28日 更新許可
 令和6年6月27日 変更届 (住所の変更)

5. 積替え許可の有無
 無

6. 規則第9条の2第1項の規定による許可証の発出の有無
 無

別表 取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取り扱う品目	積替える場合その内容	積替える品目	積替える場合その内容
1 燃え殻	<input type="checkbox"/>			
2 汚泥	<input type="checkbox"/>			
3 汚泥	<input type="checkbox"/>			
4 酸液	<input type="checkbox"/>			
5 アルカリ液	<input type="checkbox"/>			
6 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
7 紙くず	<input type="checkbox"/>			
8 木くず	<input type="checkbox"/>			
9 炭疽菌	<input type="checkbox"/>			
10 焼酎醪残渣	<input type="checkbox"/>			
11 植物系固形物	<input type="checkbox"/>			
12 ゴムくず	<input type="checkbox"/>			
13 金属屑	<input type="checkbox"/>			
14 自動車等破砕物	<input type="checkbox"/>			
15 塵さび	<input type="checkbox"/>			
16 びりくず	<input type="checkbox"/>			
17 植物系固形物	<input type="checkbox"/>			
18 ばいじん	<input type="checkbox"/>			
19 産業廃棄物処理物	<input type="checkbox"/>			
20 輸入産業廃棄物	<input type="checkbox"/>			

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は 含む
 水銀含有特別管理産業廃棄物が含まれる場合は 含む
 水溶性有機溶剤が含有される場合は 含む

(備考) 「取り扱う」は取り扱うことのできるもの、「積替える」は積替えることができるものを示す。
 ・「積替える」とは、ガラスくず・コンクリートくず(砕石を除く。)・焼酎醪残渣のこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて積替える場所の数字を記載する。

許可番号 第0390901369号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道札幌市東区東新条20番地1
 名称 早来工業株式会社
 代表取締役 小坂 隆明

優良

産業物の処理及び清掃に関する法律第4条の4第1項の許可を有する旨を記載することとする。

岡山県知事 伊原 木

許可の年月日 令和5年6月12日
 許可の有効年月日 令和12年6月11日

1. 事業の範囲
 (1) 積替え又は保管の有無 無
 (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 11種類

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所において積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成13年6月12日 新規許可
 令和5年6月12日 更新許可
 令和6年6月27日 変更届 (住所の変更)

5. 積替え許可の有無
 無

6. 規則第10条の規定において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の発出の有無
 無

別表 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取り扱う品目	積替える場合その内容	積替える品目	積替える場合その内容
1 炭酸ガス充填容器(圧入容器)	<input type="checkbox"/>			
2 炭酸ガス充填容器(圧入容器)	<input type="checkbox"/>			
3 アルカリ液(水溶性)	<input type="checkbox"/>			
4 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
5 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
6 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
7 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
8 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
9 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
10 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
11 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
12 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
13 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
14 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
15 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
16 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
17 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
18 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
19 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
20 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
21 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
22 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
23 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
24 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
25 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
26 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
27 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
28 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
29 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
30 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
31 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
32 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
33 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
34 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
35 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
36 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
37 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
38 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
39 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
40 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
41 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
42 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
43 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
44 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
45 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
46 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
47 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
48 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
49 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
50 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
51 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
52 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
53 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
54 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
55 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
56 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
57 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
58 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
59 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
60 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
61 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
62 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
63 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
64 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
65 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
66 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
67 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
68 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
69 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
70 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
71 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
72 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
73 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
74 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
75 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
76 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
77 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
78 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
79 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
80 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
81 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
82 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
83 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
84 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
85 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
86 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
87 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
88 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
89 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
90 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
91 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
92 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
93 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
94 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
95 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
96 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
97 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
98 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
99 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			
100 有機溶剤	<input type="checkbox"/>			

(備考) 「取り扱う」は取り扱うことのできるもの、「積替える」は積替えることができるものを示す。
 ・「積替える」とは、ガラスくず・コンクリートくず(砕石を除く。)・焼酎醪残渣のこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて積替える場所の数字を記載する。

様式第七号の二(第二号の二)閉鎖)

許可番号 039000011156

産業廃棄物収集運搬許可証

住所 北海道浜益郡安平町字新築20番地1

氏名 早栄工業株式会社

代表取締役 小松 聡明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

高知県知事 遠藤 徳一

許可の年月日 平成28年5月18日
許可の有効年月日 平成32年5月18日

許可証確認用
許可証の効力期間は1年です

1. 事業の範囲
(1) 事業の区域(収集、運搬(積替え又は保管を除く))
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
新資源(※1を含む)、汚泥(※2を含む)、溶剤(※3を含む)、油(※4を含む)、油泥(※5を含む)、廃プラスチック類(※6を含む)、紙くず、紙(※7を含む)、繊維くず(※8を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(※9を含む)、粉砕しと頭(※1を含む) 以下余白
- ※取り扱う産業廃棄物の種類
※1: 石粉含有産業廃棄物、※2: 水銀使用製品産業廃棄物、※3: 水銀含有殺菌剤等については、(…を含む。)の記載のない場合は含まない。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地(国及び自治体)並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上積及び積み上げることができる高さ
以下余白
3. 積替えの条件
なし
4. 許可の変更又は変更の状況
平成28年5月18日 新規許可
平成28年8月20日 更新許可(優良認定)
令和5年5月15日 更新許可(優良認定)
令和5年7月30日 変更届出(所在地の変更)
5. 高知県内の積替え許可の有無 無
6. 廃棄物の処理の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

390

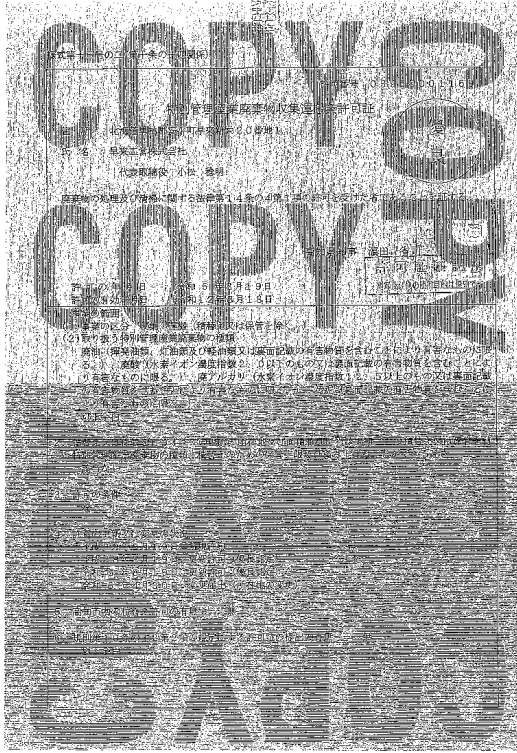


表1-1

取り扱う特別指定産業廃棄物の種類(収集運搬) (産業廃棄物の種類)

品名	油	炭	酸	鹼	腐食性	毒性	引火性	燃焼性
水銀類(※1)	○	○	○	○	○	○	○	○
水銀以外の重金属類	○	○	○	○	○	○	○	○
ふたつき缶又はその残骸	○	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリ塩化ビニル	○	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○	○
チクロム	○	○	○	○	○	○	○	○
シヤジン	○	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○
ゼレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○	○

※「○」を付したものが取り扱うことができるものを、「-」を付したものが取り扱うことができないものを指す。

許可番号 第04305001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 稔明

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬

許可の年月日 令和5年(2023年)6月9日
許可の有効年月日 令和12年(2030年)4月23日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	採取	※◎：取り扱うもの、○：積替え又は保管を行うもの			
		貯蔵	運搬	処分	再資源化
燃え殻	○	○	○	○	○
汚泥	○	○	○	○	○
廃油	○	○	○	○	○
廃酸	○	○	○	○	○
廃アルカリ	○	○	○	○	○
廃プラスチック類	○	○	○	○	○
金属くず	○	○	○	○	○
ガラスくず、コンクリートくず及び珪藻土くず	○	○	○	○	○

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び距離並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上履及び積み上げることができる高さ [無]

3. 許可の条件
(1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況
(1) 平成13年(2001年)4月24日付で新規許可
(2) 平成13年(2001年)7月9日付の更新届出により住所変更(旧住所:北海道石狩市新街中央三丁目7番5号)
(3) 平成13年(2001年)9月13日付の更新届出により住所変更(旧住所:神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号)
(4) 平成18年(2006年)3月27日付で更新許可
(5) 平成23年(2011年)3月17日付で更新許可
(6) 平成28年(2016年)3月31日付で更新許可及び優良基準適合認定

(7) 令和5年(2023年)2月21日付の更新届出により事業の一部廃止(取り扱う産業廃棄物の種類のうち、「燃え殻」「廃油」「廃アルカリ」及び「金属くず」「石綿含有産業廃棄物」を削除。)

(8) 令和5年(2023年)6月9日付で更新許可及び優良基準適合認定

(9) 令和6年(2024年)5月1日付の更新届出により住所変更(旧住所:神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号)

5. 積替え許可の有無 [無]

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 [無]

備考
「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして県庁令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

430

許可番号 第04355001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松 稔明

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬

許可の年月日 令和5年(2023年)6月9日
許可の有効年月日 令和12年(2030年)4月23日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物種別については別表参照)	積替え
原油(揮発油類、石炭系及び軽油類)	○
廃油(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)	○
廃アルカリ(水素イオン濃度指数1.2、5以上のもの)	○
腐食性(揮発有害産業廃棄物であるもの)	○
燃え殻(揮発有害産業廃棄物であるもの)	○
汚泥(揮発有害産業廃棄物であるもの)	○
廃油(揮発有害産業廃棄物であるもの)	○
廃酸(揮発有害産業廃棄物であるもの)	○
廃アルカリ(揮発有害産業廃棄物であるもの)	○

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び距離並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上履及び積み上げることができる高さ [無]

3. 許可の条件
(1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況
(1) 平成13年(2001年)4月24日付で新規許可
(2) 平成13年(2001年)7月9日付の更新届出により住所変更(旧住所:北海道石狩市新街中央三丁目7番5号)
(3) 平成13年(2001年)9月13日付の更新届出により住所変更(旧住所:神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号)

(4) 平成13年(2006年)3月27日付で更新許可
(5) 平成13年(2006年)3月31日付で更新許可
(6) 平成28年(2016年)3月31日付で更新許可及び優良基準適合認定
(7) 令和5年(2023年)6月9日付で更新許可及び優良基準適合認定
(8) 令和6年(2024年)5月1日付の更新届出により住所変更(旧住所:神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号)

5. 積替え許可の有無 [無]

6. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 [無]

備考
「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして県庁令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表) 特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	鉛	汞	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○	○
水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○
六クロム化合物	○	○	○	○	○	○
鉛酸又はその化合物	○	○	○	○	○	○
シアニド化合物	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
ポリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
ポリクロロタン	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
トリス(1, 1-ジクロロエチル)エタン	○	○	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロプロパン	○	○	○	○	○	○
1, 1, 2-ジクロロプロパン	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○
ジマジン	○	○	○	○	○	○
ジオベンカルブ	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○
1, 4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○

※◎：取り扱うもの、○：積替え又は保管を行うもの

460

様式第七号之二 (第十條の二関係)

許可番号 04603001169号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松裕明

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一

許可の年月日 令和5年4月27日
許可の有効年月日 令和12年4月26日

許可証の種類 複写及び他の使用目的に使用できず

1 事業の範囲
鉄プラスチック類(石炭含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石炭含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃漆(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)
以上の種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の収集及び運搬(積替え又は保管を除く。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上蓋及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更届出	平成13年7月5日	住所を「北海道石狩市新港中央3丁目750番6」から「神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号」に変更
変更届出	平成14年6月24日	住所を「神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号」から「神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号」に変更
更新許可	平成13年4月27日	
更新許可	平成13年4月27日	
更新許可	平成13年4月27日	
優良認定	平成23年4月27日	
更新許可	令和5年4月27日	
優良認定	令和5年4月27日	

変更届出 令和6年4月30日 住所を「神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号」から「北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有(無)

6 規則第9条の2第3項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

備考
「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

鹿児島県 県印

様式第十三号之二 (第十條の十四関係)

許可番号 04653001169号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工業株式会社
代表取締役 小松裕明

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一

許可の年月日 令和5年4月27日
許可の有効年月日 令和12年4月26日

許可証の種類 複写及び他の使用目的に使用できず

1 事業の範囲
別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上蓋及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更届出	平成13年7月5日	住所を「北海道石狩市新港中央3丁目750番6」から「神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号」に変更
変更届出	平成14年6月24日	住所を「神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号」から「神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号」に変更
更新許可	平成13年4月27日	
更新許可	平成13年4月27日	
更新許可	平成13年4月27日	
優良認定	平成23年4月27日	
更新許可	令和5年4月27日	
優良認定	令和5年4月27日	
変更届出	令和6年4月30日	住所を「神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号」から「北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有(無)

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

(別表)

事業の範囲
収集及び運搬(積替え又は保管を除く。)
取り扱う産業廃棄物の種類

廃油
潤滑油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-ジクロロプロパン、ベンゼン

廃酸
水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

廃アルカリ
水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

汚泥
次のものを含むことのみにより有害なものに限る。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

備考
「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

鹿児島県 県印

